

【ドイツ】ロビー登録簿法の改正

海外立法情報課 山岡 規雄

* 2024年3月、影響力行使を目的とした接触がロビー活動となる連邦議会関係者・連邦省の役職者等の拡大、登録簿への記載事項の追加等に関するロビー登録簿法の改正が施行された。

1 法改正の経緯

ドイツでは、2021年4月にロビー登録簿法¹が公布され、連邦議会又は連邦政府の意思決定過程に影響を与えることを目的として連邦議会議員、連邦省の高位役職者等と接触する個人又は団体（以下「ロビイスト」）²に対し所定の事項を登録簿に記載する義務が課せられ、当該登録簿がオンラインで公開されることになった（2022年1月1日施行）³。

ロビー登録簿法の制定時に与党であった社会民主党（SPD）は、当時の連立相手であるキリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）に譲歩した点があり、同法の内容について改善の余地があると考えていた⁴。2021年12月に成立したSPD、緑の党及び自由民主党（FDP）の連立政府の協定では、省の課長レベル以上との接触をも対象とし、記載義務の対象となるロビー活動の範囲を拡大する方向でのロビー登録簿法の改正の方針が示された⁵。

2023年6月20日、連立与党の会派は、ロビー登録簿法の改正案を連邦議会に提出した。同法案は、委員会における修正を経た後、同年10月19日に連邦議会で可決された。同年11月24日、連邦参議院は異議を申し立てないことを決定し、同法案が成立した。改正法は、2024年1月18日に公布され、同年3月1日に施行された⁶。

2 改正の主な内容

(1) 影響力行使を目的とした接触がロビー活動とされる対象者・組織の拡大

従来の規定では、連邦議会の機関、議員、会派若しくは議員団⁷又は連邦政府に対するロビー活動が法律の適用対象とされていたが、これらに加え、連邦議会の委員会（Gremien）が追加されることになった（第1条第1項）⁸。また、連邦議会の機関、議員など活動対象者・組織に関

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年3月12日である。

¹ Lobbyregistergesetz vom 16. April 2021 (BGBl. I S.818)

² 同法第1条第4項によれば、「利益代表活動（Interessevertretung）」を自ら行う者又は委託する者が「利益代表者（Interessevertreter/-innen）」とされる。本稿では、これらをそれぞれ「ロビー活動」「ロビイスト」という語に置き換えて解説する。

³ 泉眞樹子「【ドイツ】連邦議会及び連邦政府に対するロビー活動の透明性確保—ロビー登録法—」『外国の立法』No.289-1, 2021.10, p.36. <<https://doi.org/10.11501/11767247>> ロビー登録簿は、連邦議会のウェブサイトで閲覧することができる。„Lobbyregister.“ Bundestag website <<https://www.lobbyregister.bundestag.de/startseite>>

⁴ „Von gutem und schlechtem Lobbyismus.“ *Frankfurter Rundschau*, 2023.6.24/25.

⁵ „Mehr Fortschritt wagen: Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit; Koalitionsvertrag zwischen SPD, BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN und FDP.“ S.9. ドイツ社会民主党ウェブサイト <https://www.spd.de/fileadmin/Dokument/e/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag_2021-2025.pdf>

⁶ Gesetz zur Änderung des Lobbyregistergesetzes vom 15. Januar 2024 (BGBl. I Nr.10)

⁷ 会派（Fraktion）の結成には総議員の5%が必要とされる。この要件を満たさない団体は議員団（Gruppe）としての認定を受けることができる。

⁸ 連邦議会の理事部や常任の委員会（Ausschuss）などの総称である「機関（Organe）」に加えて、今回の改正により、調査会（Enquete-Kommission）等を指す「委員会（Gremien）」が明記されたことにより、解釈上「機関」に含まれるかどうか曖昧であった調査会についても法律の適用対象であることが明確化された。BT-Drs. 20/7346, S.22.

する規制がその補助員 (Mitarbeiter/-innen)⁹にも適用されることが明記された (同条第2項)。

従来の規定では、ロビイストによる連邦省の部長 (Unterabteilungsleiter/-innen) 以上の公務員との接触が規制の対象となっていたが、今回の改正により課長 (Referatsleiter/-innen) 以上との接触に変更された (第1条第2項)。

(2) 登録義務が生じる接触回数の引下げ

ロビー登録簿への登録義務が生じる接触の回数 (直近の3か月) が、50回から30回に引き下げられた (第2条第1項第4号)。

(3) 記載事項に関する変更

(i) 連邦議会・連邦政府等の役職の経歴の記載

ロビー活動を行う個人又は団体の代表は、過去5年間の連邦大臣・連邦議会議員としての職歴、連邦議会議員・会派のための職務の経歴等を記載することとなった (第3条第1項第3号)。

(ii) 目的とする影響力行使の内容の記載

目的とする影響力行使を明らかにするため、ロビー活動の対象となった法律又は法規命令の案並びに当該案に対するロビイストの立場 (Stellungnahmen) 及び鑑定意見 (Gutachten. 専門的観点からの分析) を記載することとなった (第3条第1項第5号)。

(iii) 出捐に関する記載事項の変更

従来は、助成金など1万ユーロ¹⁰を超える公的機関からの個々の出捐 (しゅつえん) (Zuwendungen. 助成金、寄附など金銭の提供全般を表す語である。) を記載することになっていたが、今回の改正により寄附など私的主体からの出捐 (ただし、遺贈の場合を除く。) についても記載することとなった。また、出捐の記載義務が生じる条件が、年間総額2万ユーロを超える場合から1万ユーロを超える場合に変更された (ただし、年間総額の10パーセント以下の私的主体からの出捐については記載しなくてもよい。) (第3条第1項第8号c及びd)¹¹。

(iv) ロビー活動の委託関係の透明化

ロビイストが反対給付 (Gegenleistung) の供与とともにロビー活動を委託した場合に、登録義務が生じることが明確された (第2条第1項第5号)。この場合、ロビー活動の委託元のロビイストは、委託先のロビイストの身元の情報を記載し (第3条第1項第1号g及び同項第2号d)、委託先のロビイストは、委託されたロビー活動の内容、当該活動のために派遣した者の身元、委託元から得た資金 (Finanzmittel) の有無・額の規模等の情報を補完的に記載することとなった (第3条第2項)¹²。

(4) 登録簿の記載内容の監督

従来の登録簿のデータには、内容的な統一性に欠けるなど質的な問題があったため、データ内容を監督する機関に関する規定が設けられることになった (第4条第3項)¹³。

⁹ 補助員とは、連邦議会議員等の公務を補助する私的なスタッフ (秘書など) である。議員法 (Abgeordnetengesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 21. Februar 1996 (BGBl. I S.326)) 第12条第3項のほか、次のサイトも参照。
„Mitarbeiter.“ Bundestag website <https://www.bundestag.de/abgeordnete/mbd_diaeten/1334d-260806>

¹⁰ 1ユーロは、約160円に相当する。報告省令レート (令和6年3月分)。

¹¹ 記載義務の発生によって赤十字などの慈善団体への寄附を控えるような事態にならないように、10パーセントに関する条件が追加されたとされる。„Mehr Einblicke,“ *Das Parlament*, 2023.10.21.

¹² この改正により、ロビー活動が再委託された場合 (ドイツでは、委託が繰り返されることを「連鎖委託 (Kettenbeauftragung)」と呼んでいる。) の活動内容、資金の動きも把握することができることになり、透明性が高まるとされる。BT-Drs. 20/7346, *op.cit.*(8), S.33.

¹³ 法律上明記はないが、連邦議会事務局が担当するものとされている。„Mehr Einblicke,“ *op.cit.*(10)